

小坂町高校生等扶養世帯支援給付金給付事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、高校生等を扶養する世帯に対して高校生等扶養世帯支援給付金を給付することにより、子育て世帯の経済的負担軽減を図り、すべての子どもが希望する高等学校等で安心して勉学に集中できる環境づくりに寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、「高等学校等」とは、次に掲げるものをいう。

- (1) 高等学校（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- (2) 中等教育学校の後期課程（専攻科及び別科を除く。以下同じ。）
- (3) 特別支援学校の高等部
- (4) 高等専門学校（第1学年から第3学年までに限る。）
- (5) 専修学校の高等課程
- (6) 専修学校の一般課程であって、次に掲げる教育施設の指定を受けたもの
 - イ 保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第22条第1号に規定する学校又は同条第2号に規定する准看護師養成所
 - ロ 調理師法（昭和33年法律第147号）第3条第1項第1号に規定する調理師養成施設
 - ハ 製菓衛生師法（昭和41年法律第115号）第5条第1号に規定する製菓衛生師養成施設
- (7) 各種学校であって、前号イからハまでに掲げる教育施設の指定を受けたもの

(給付対象者及び申請・受給者)

第3条 高校生等扶養世帯支援給付金（以下「高校生等支援給付金」という。）の給付対象者（以下「給付対象者」という。）は、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間の者であって、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、第4項に該当する場合には、義務教育課程終了後4年間とする。

- (1) 高等学校等に在学する生徒又は学生であって、かつ、小坂町の住民基本台帳に記録されている者
 - (2) 小坂町以外の市区町村の住民基本台帳に記録されて高等学校等に在学する生徒又は学生であって、かつ、小坂町の住民基本台帳に記録されている者により健康保険（国民健康保険法、健康保険法、船員保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法の各法で規定される健康保険制度をいう。以下、同じ。）において扶養される者
- 2 高校生等支援給付金は、給付対象者の高等学校等（同時に二以上の高等学校等の課程に在学するときは、これらのうちいずれか一の高等学校等の課程）における在学について給付する。
- 3 高校生等支援給付金は、第1項に規定する者が次の各号のいずれかに該当するときは、支給しない。
- (1) 高等学校等（修業年限が3年未満のものを除く。）を卒業し又は修了した者
 - (2) 前2号に掲げる者のほか、高校生等支援給付金の支給を受けた期間が通算して36月を超

える者

- 4 前項第2号の期間は、高等学校又は中等教育学校後期課程の定時制課程又は通信制課程のみに在学して高校生等支援給付金の支給を受けた月にあつては、一月の4分の3に相当する月数として計算する。
- 5 高校生等支援給付金の申請・受給者（以下「申請・受給者」という。）は、次に掲げる者とする。
 - (1) 給付対象者が第1項第1号に該当する場合にあつては、第2項から前項に規定する要件（以下「給付要件」という。）を満たす給付対象者の保護者（当該給付対象者に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは未成年後見人）をいう。）とする。
 - (2) 給付対象者が第1項第2号に該当する場合にあつては、給付要件を満たす給付対象者を健康保険において扶養し、小坂町の住民基本台帳に記録されている者とする。

（給付額及び給付対象期間）

- 第4条 高校生等支援給付金は、給付対象者の高等学校等への在学について、年度を単位として給付するものとし、その額は、一の年度につき5万円とする。
- 2 高校生等支援給付金の給付対象となる期間は年度ごとに決定するものとし、給付が実施された年度については、給付要件を満たした日または次条の規定により給付申請した日にかかわらず12月間の給付がなされたものとする。

（給付申請）

- 第5条 申請・受給者は、年度ごとに高校生等支援給付金給付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に必要な書類を添えて、郵送または持参により小坂町に提出するものとする。
- 2 申請・受給者は、高校生等支援給付金の申請に当たり、次の各号に掲げる書類を提出することにより、第3条に規定する申請・受給者であることを証するものとする。
 - (1) 給付対象者が第3条第1項第1号に該当する場合
 - ア 給付対象者が在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - イ 給付対象者の住民票
 - ウ 給付申請者の住民票
 - (2) 給付対象者が第3条第1項第2号に該当する場合
 - ア 給付対象者が在学する高等学校等が発行する在学証明書
 - イ 給付対象者が被扶養者であることが確認できる書類の写し
 - ウ 給付対象者を健康保険において扶養親族とする者の住民票

（給付決定）

- 第6条 小坂町長は、前条第1項の規定に基づく給付申請があつたときは、給付要件の審査を行い、給付の可否を決定し、高校生等支援給付金給付決定通知書（様式第2号。以下「通知書」という。）又は高校生等支援給付金の確認結果（様式第3号。以下「確認結果」という。）により、当該給付申請を行った者に対して通知するものとする。

（給付要件の調査）

- 第7条 小坂町長は、第5条に規定する給付申請において提出された資料のみでは給付要件を満たすことが確認できない場合は、当該給付申請を行った者に対し、給付要件を確認するために必要な事項に関する書類を提出させ、または当該給付申請を行った者の同意を得て職員をして調査させることができる。

(給付方法)

第8条 小坂町長は、第6条の規定に基づき給付を決定した者に対し、高校生等支援給付金を給付する。

(高校生等支援給付金の給付等に関する周知等)

第9条 小坂町長は、高校生等扶養世帯支援給付金給付事業の実施に当たり、給付対象者及び申請・受給者の要件、申請の方法等の事業の概要について、広報その他の方法により住民への周知に努めることとする。

(申請が行われなかった場合等の取扱い)

第10条 小坂町長は、前条に規定する周知を行ったにもかかわらず、申請・受給者から年度末までに第5条による申請が行われなかった場合、申請・受給者が当該年度における高校生等支援給付金の受給を辞退したとみなすものとする。

2 小坂町長が第6条に基づき給付の決定を行った後、申請書の不備による振込不能等、申請・受給者の責に帰すべき事由により給付ができなかった場合、小坂町が申請・受給者への確認等に努めた上でなお補正等が行われなかったときは、当該申請が取り下げられたとみなすものとする。

(不正利得の返還)

第11条 小坂町長は、偽りその他不正の手段により高校生等支援給付金の給付を受けた者があるときは、既に給付した高校生等支援給付金の返還を求めるものとする。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第12条 高校生等支援給付金の給付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第13条 この要綱の実施のために必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱を施行するために必要な準備行為は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則 (令和7年教委要綱第2号)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。